

大館市農業委員会総会議事録

令和3年12月10日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和3年12月10日（金）午後2時55分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（19名）					
1 番	渡邊 久留美	8 番	高坂 千悦	15 番	糸屋 由衛門
2 番	石山 元一	9 番	藤盛 久登	16 番	菅原 和久
3 番	阿部 重信	10 番	菅原 一成	17 番	虻川 マキ子
4 番	斎藤 重春	11 番	小畑 美恵子	18 番	安部 幸美
5 番	小林 大樹	12 番	富樫 英悦	19 番	渡邊 久雄
6 番	小畑 純市	13 番	畠山 繁司		
7 番	伊藤 昇	14 番	浅利 瑞穂		
3. 欠席委員の氏名（0名）					
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	乳井 康和			
	次 長	宮崎 直人			
	係 長	佐々木 信成			
6. 議事録署名委員	19 番	渡邊 久雄		1 番	渡邊 久留美
7. 書記	佐々木 信成				

報 告 ・ 議 案

報告第 21 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 22 号	農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について
議案第 56 号	空き家に付属した農地の指定申請に対する処分について
議案第 57 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 58 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 59 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

局長

定刻前ではございますが、予定の皆様がお揃いですので、ただ今から総会を開会いたします。

初めに、会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。
事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 19 名の出席であります。
よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当職より指名してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 19 番 渡邊 久雄 委員、議席番号 1 番 渡邊 久留美 委員にお願いいたします。

議長

それでは、早速会議に入ります。

業務報告等について事務局から説明願います。

局長

- ・業務報告（11 月総会～12 月総会）について
- ・報告第 21 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
- ・報告第 22 号 農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について

以上、報告する。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

～意見・質問の声なし～

議長

ないようですので、承認するものとして議事に入ります。

初めに、議案第 56 号『空き家に付属した農地の指定申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

28 ページをお開き願います。

議案第 56 号 空き家に付属した農地の指定申請に対する処分について
次のとおり、空き家に付属した農地の指定申請があったので、この処分
(許可、不許可の決定) について意見を求める。

令和 3 年 12 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

29 ページをお開き願います。

内訳は、No.1 の 1 件で、地目は畑 327 m²であります。

譲受の事由は、「住宅を購入するため不動産会社に相談した際、空き家バンクに登録された住宅の近隣に農地があることを知り、野菜などの栽培経験もあったため」となっております。

本案件は、令和 3 年 4 月総会でご審議いただいた議案第 23 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得「下限面積」の設定について」で定められた「空き家に付属した農地」0.1 アールの基準を満たしており、次の議案第 57 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分についての No.52 と関連がございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案 56 号について審議いたします。

何かご意見、ご質問等ございませんか。

19 番（渡邊 委員）

19 番の 渡邊 久雄 です。空き家バンクについて、どれ位の登録があるのか、また、農地付の空き家は、別に分けられているのか、分かっている範囲でお知らせ願いたい。

局長

登録件数は、後ほどお知らせいたします。

農地付の空き家の件につきましては、空き家バンクのサイトでは特別に農地付と紹介されている訳ではございません。

19 番（渡邊 委員）

わかりました。

3 番（阿部 委員）

3 番 阿部 重信 です。

こちらの方は、外から来られた方なのか、それとも地元の方なのか。

局長

市内から転居したものであります。

議長

ほかにごございませんか。

議長

ないようですので、議案第 56 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 57 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対

する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

31 ページをお開き願います。

議案第 57 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 3 年 12 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

32 ページをお開き願います。

内訳は、No.48 から No.57 までの 10 件で、地目は田 17,846 m²、畑 327 m²、面積合計 18,173 m²であります。

譲受の事由は、「経営拡張」が、No.48、49、51、そして 53 から 57 までの 8 件。「その他」市有地の譲渡が No.50 の 1 件。これは、譲受人所有地の中にある市有地を譲り受けるものです。「空き家に付属した農地」は No.52 の 1 件となっております。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 1 ページから 10 ページに記載されているとおり、農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 7 号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案 57 号について審議します。

何か、ご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 57 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 58 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

37 ページをお開き願います。

議案第 58 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可、不許可相当）を求めらる。

令和 3 年 12 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

38 ページをお開き願います。

内訳は、No.17 からNo.20 までの 4 件で、地目は田 4,470 m²、畑 808 m²、合計 5,278 m²であります。

No.17 の転用目的は、住宅建築業を行っている法人である譲受人が、造成し、住宅建築の為に資材置場にしようとするものです。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてですが、申請地は、市立東中学校の南東、約 200m に位置する第 1 種低層住居専用地域の第 3 種農地で、農地法の運用、第 2 の 1 の(1)のエの (ア) の b の(c)に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてですが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

本案件につきましては、今年 10 月にご審議いただいた議案第 50 号の案件と同様に、騒音や粉塵等について近隣住民に十分配慮するよう付記したいと考えております。

No.17 の位置図及び配置図は、40、41 ページに記載のとおりであります。

次に、No.18 について説明いたします。

No.18 の転用目的は、不動産取引業等を行っている法人である譲受人が、造成し、宅地分譲地としようとするものです。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は、市立東中学校の南東、約 150m に位置する第 1 種低層住居専用地域の第 3 種農地で、農地法の運用、第 2 の 1 の(1)のエの(ア)の b の(c) に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題はないものと考えます。

No.18 の位置図及び配置図は、42、43 ページに記載のとおりであります。

次に、No.19 について説明いたします。

No.19 の転用目的は、建築工事の請負等を行っている法人である譲受人が、造成し、宅地分譲地としようとするものです。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は、市立東中学校の北、約 2.5km に位置する第 2 種農地で農地法の運用第 2 の 1 の(1)のカの(ア)に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

本案件につきましては、第2種農地ではありますが、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可申請であり、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可事務取扱要領」により適正と判断しております。

No.19の位置図及び配置図は、44、45ページに記載のとおりであります。

次に、No.20について説明いたします。

No.20の転用目的は、申請地の隣地に居住する母の介護のため、福祉車両等の駐車スペースを設けるため、敷地が手狭なことから申請地を譲り受けようとするものです。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は、大館市役所の北、約300mに位置する第1種低層住居専用地域の第3種農地で、農地法の運用、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.20の位置図及び配置図は、46、47ページに記載のとおりであります。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.17、No.18の現地調査の結果を議席番号9番の藤盛久登委員、No.19、No.20の現地調査の結果を議席番号10番菅原一成委員からご報告願います。

9番(藤盛委員)

9番の藤盛久登です。

議案第58号のNo.17、18につきまして、去る12月3日に菅原一成委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

初めに、No.17ではありますが、申請地は40ページの位置図になります。

この場所は、主要地方道大館十和田湖線を有浦方向から長木方向へ向か

い、東中学校の十字路を右折、市道 下代野下町線に入り、約 200m 直進した十字路を左折し市道 有浦区画 9 号線に入り約 100m 進んだ右側の農地で、休耕地として管理されておりました。

41 ページの配置図にありますように、主に住宅建築業務を行っている申請者が、住宅地として開発が進んでいる当該地に住宅建築用資材を効率よく運搬する拠点として、資材置場を確保、利用しようとするものです。

転用にあたり、全体的に表土を約 30 cm 除去し、表面に砕石を敷き詰め、基本的には地下浸透自然流下で、北側は市道側溝と同レベルとし、東側、西側は、隣接地より低くすると共に、南側は法面保護を施し、それぞれ土砂等の流出を防ぐ計画です。

汚水、生活雑排水の発生は無く、当該地を管轄する大館土地改良区の意見書も受理しております。

本案件について、特に問題はないものと見てまいりました

次にNo.18 についてご報告いたします。

申請地は 42 ページの位置図になります。

この場所は、先ほどご報告しましたNo.17 の申請地の市道を挟んで真向かいに位置する農地で、休耕地として管理されておりました。

43 ページの配置図にありますように、市内で不動産業を行っている申請者が、近隣に学校や大型商業施設があり、住宅需要の高い当地区に 12 区画の分譲宅地を造成しようとするものです。

転用にあたっては、約 40 cm の盛土を行い、隣接する北、南、西側は道路、東側は宅地である。分譲地内には幅 6m の道路を新設し、両側には側溝も敷設する計画で、雨水排水は自然流下並びに分譲地に新設する道路側溝を経由、市道側溝へ放流するとしています。

分譲後の汚水、生活雑排水は公共下水道に接続する計画で、管轄する大館土地改良区の意見書も受理しており、特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

10 番 (菅原 委員)

10 番の 菅原 一成 です。

議案第 58 号、No.19、No.20 について、去る 12 月 3 日に 藤盛 久登 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

初めにNo.19 についてであります。申請地は 44 ページの位置図になります。

この場所は、東中学校交差点から市道下代野下町線に入り 800m ほど小釈迦内方面に直進、市道 大館長木線との交差点をさらに直進、市道 小釈迦内線に入り、小釈迦内集落を抜けた先の Y 字路を右折、市道獅子ヶ森 3 区 1 号線に入り、600m ほど進んだ右側の農地で、整地された畑でした。申請地は、閑静で高台に位置する見晴らしの良い場所で、国道 7 号や主要地方道 大館十和田湖線へも比較的近く、利便性が良く需要の高い場所です。

45 ページの配置図にありますように、3 筆を 2 分し、二区画の分譲宅地を造成する計画です。

転用にあたって、北側は市道で、南、東、西側の境界には既存のコンクリートブロックが設置されており、表土を砕石に入れ替え、レベルをコンクリートブロックより下げ、土砂の流出を防ぐ計画です。砕石敷きにより雨水等は地下浸透、自然流下とし、分譲後の汚水、生活雑排水等は合併浄化槽を利用する計画で特に問題は無いものと見てまいりました。

次にNo.20 についてご報告いたします。

申請地は 46 ページの位置図になります。

この場所は、国道 7 号を市役所方向から長木川方向に進み、最初の信号機付き交差点を右折、独鈷町通町線に入り、80m ほどで右側の市道 通町 3 号線に入り、120m ほど進んだ左側の農地で、休耕地として管理されていました。

47 ページの配置図にありますように、一人暮らしの母の介護時の自身の車両やデイサービス等の福祉車両の駐車場として利用しようとするものです。

転用にあたっては、不陸整正を行い、砕石敷きとし、東、西側は安定勾配で法面整形を行い、土砂の流出を防ぎ、また、雨水排水は自然流下とするが、北側から南側市道へは勾配を設け、大雨時は雨水排水を道路側溝へ放流する

としています。

汚水、生活雑排水は排出せず、特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、藤盛 久登 委員、菅原 一成 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 58 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

3 番 (阿部 委員)

3 番 阿部 重信 です。

No.18 についてですが、この件は問題ないのですが、前の 3 条の所有権移転について社長個人が譲受している案件が 2 件あるが、農業の実態はあるのですよね。農家をやっているという。いずれ住宅を建てられるような場所を買い求めているのではないのか。

局長

3 条の案件の No.48、49 とも住宅地には適さない、許可の出ない場所となっています。また、申請者は不動産会社の代表者でもありますが、農業も営んでいると認識しています。

議長

ほかにありませんか。

5 番 (小林 委員)

5 番 小林 大樹 です。

No.17 と No.18 は申請位置が向かい合っているが、何か関係があるのか。

局長

特に関係はなく、譲渡人がどちらも同じで、土地の処分を急いでいる中で、今回一緒の申請になったものです。

議長

ほかに何かご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 58 号について原案のとおり決してご異議ござ

いませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 59 号『農用地利用集積計画について（利用権設定）』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

48 ページをお開き願います。

議案第 59 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 3 年 12 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

49 ページをお開き願います。

令和 3 年度農用地利用集積計画（第 9 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

新 - 210 から新 - 225 の 16 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 3 年が 1 件、5 年が 2 件、7 年が 11 件、10 年が 2 件で、地目、田の面積が 66,477.18 m²、畑が 3,667 m²、面積合計は 70,144.18 m²であります。

次に、50 ページには、利用権を再設定するものが記載されております。再 - 19 から再 - 21 までの 3 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。全て契約期間5年、地目は田となっており、面積合計は11,612㎡であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりでございます。

これらの案件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

はじめに、「新-210 から新-225 まで」について審議いたします。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、「新-210 から新-225」について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、50 ページの「再-19 から再-21」について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、「再-19 から再-21」について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

- ・当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

局長

ございません。

議長

それではこれもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 3 時 55 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 3 年 12 月 10 日

議 長

議事録署名委員 19 番

議事録署名委員 1 番

農地法第3条調査書

議案第57号 No.48	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市字大田面・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市下代野字中道北・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市有浦四丁目・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人以外の法人により耕作が行われてきたが、今後は譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月1日、伊藤昇 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第57号 No.49		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市字観音堂・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市字古川町・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市有浦四丁目・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行っており、今後は譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月1日、伊藤昇 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第57号 No.50		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市商人留字横道下・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市字中城・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市商人留字商人留・・・	△△△△
作 成 者		農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、元々水路時であったものですが、数十年間水田として利用されており、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。 なお、11月30日、浅利瑞穂 農業委員と畠山米藏 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第57号 No.5 1		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市根下戸字大破風下・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市根下戸字曲沼・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市根下戸町・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行なっており、今後は譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月1日、伊藤昇 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第57号 No.52		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市葛原字後小路・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		東京都品川区勝島1丁目・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市葛原字後小路・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の営農予定面積3aの営農計画に対する農作業に従事する家族の状況、保有している機械の能力等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は、「空き家に付属した農地」の下限面積0.1aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行っており、今後は、空き家バンクに登録のある本申請地に隣接する住宅を購入した譲受(借)人が営農に資する計画であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月1日、畠山繁司 農業委員と秋元優 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第57号 No.53	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山館字羽立・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		青森県青森市桜川7丁目・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市山館字羽立・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行っており、今後は譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月1日、畠山繁司 農業委員と秋元優 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第57号 No.54	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市十二所字大平・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市東台四丁目・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市十二所字谷地町・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人以外の地域の個人により耕作が行われてきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月1日、畠山繁司 農業委員と秋元優 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第57号 No.55		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市葛原字芳谷地・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市猿間字戸沢・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市猿間字戸沢・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営計画に対する農作業に従事する家族の状況、保有している機械の能力等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも既に分家している兄の子の譲受(借)人が耕作を行っており、今後も引き続き、譲受(借)人が贈与されて農地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月1日、畠山繁司 農業委員と秋元優 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第57号 No.56		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市早口字一本木岱・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市早口字岩野目・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市早口字前田・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行っており、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月2日、高坂千悦 農業委員と小林秀文 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第57号 No.57		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市長坂字中岱・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		東京都狛江市西野川4丁目・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市長坂字中岱・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も引き続き譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月2日、高坂千悦 農業委員と小林秀文 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない